

旅券法施行令の一部を改正する政令案について

令和4年7月
外務省領事局旅券課

1 背景・経緯

令和5年3月の施行を予定している改正旅券法は、旅券の発給申請手続等の電子化、未交付の旅券の発行経費の徴収、旅券の査証欄の増補の廃止、旅券の失効に係る例外規定の整備、大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度の導入を主要な内容としており、それを実施するために旅券法施行令の関連規定を改正する必要がある。

2 改正内容

(1) 手数料のクレジットカード納付に関する規定の整備

手数料のクレジットカード納付の導入に当たり、国外におけるクレジットカード納付の場合に邦貨建てとする旨を規定するとともに、邦貨建ての手数料の額を定める。

(2) 未交付の旅券の発行経費の徴収に際しての手数料に関する規定の整備

未交付の旅券の発行経費の徴収に関して、都道府県が徴収する手数料の額の標準並びに直接外務大臣に申請する場合の手数料及び国外における手数料の額を定める。

(3) 査証欄の増補の廃止に伴う手数料に関する規定の削除

都道府県が徴収する手数料の額の標準並びに直接外務大臣に申請する場合の手数料及び国外における手数料に関して、査証欄の増補の手数料に関する規定を削除する。

(4) 大規模な災害に際しての手数料の減額又は免除の申請に関する規定の整備

国に納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより申請しなければならない旨規定する。

(5) 査証欄の増補の廃止に伴う都道府県が処理する事務に関する規定の削除

都道府県が処理する事務に係る規定のうち、査証欄の増補に係る事務に関する規定を削除する。

3 施行期日

本パブリックコメント終了後、令和4年9月に公布し、令和5年3月に施行(予定)。

(了)